学校体育施設開放利用上の注意

1 登録団体

登録できる団体は、市内在住者及び在勤者 1 0 名以上で構成し、代表責任者のいるスポーツ・レクリエーション団体とする。なお、原則とし高校、大学等のサークル・団体等は登録できないものとする。

2 遵守事項

利用者は良識と責任をもって施設を利用すること。また、施設利用後は原状回復に努めること。

3 賠償責任

施設及び備品を汚し、壊し、又は失くしてしまったときは、損害賠償の責任を負うものとする。

4 利用手続き

(1) 団体登録

団体登録申請書(指定様式)を年度ごとに、生涯学習・スポーツ課へ提出し、登録すること。

- (2) 利用申請・許可
 - ① 開放月の前月に行われる学校体育施設開放調整会議(以下「調整会議」という。)で利用申請し、許可を受けること。なお、調整会議で、他の団体と利用日時が重複した場合は、調整し、利用団体を決定する。
 - ② 調整会議の翌日以降は、生涯学習・スポーツ課で利用申請し、許可を受けること。ただし、利用申請は、空き施設のみとする。
- (3) 利用申請の制限

体育館の利用申請は、調整会議当日から1週間以内は利用回数5回分までとする。

(4) 利用の中止

施設の利用を中止する場合は、速やかに生涯学習・スポーツ課まで連絡すること。

5 利用方法

- (1) 施設等の鍵の借用、返却
 - ① 施設等の鍵は、総合体育館で利用許可書を提示し、借用すること。
 - ② 鍵の返却は、施設利用後、速やかに行うこと。夜間の鍵の返却は、利用当日の午後9時3 0分までとする。ただし、利用日が総合体育館の休館日の場合、借用は利用日前日とし、返 却は利用日翌日の正午までとする。
- (2) 駐車場・駐輪場・水道及びトイレなどについて 駐車場・駐輪場・水道及びトイレなどは、指定された場所を利用すること。
- (3) 清掃、片付け 清掃、片付けは許可時間内に行い、ゴミなどは必ず持ち帰ること。
- (4) 消打 協錠

施設から退出する時は、消灯及び施錠をし、代表責任者又はそれに代わる者が必ずその確認をすること。

(5) 門扉の閉門

学校から退出する時は、門扉の閉門をし、代表責任者又はそれに代わる者が必ずその確認を すること。

(6) 日誌の提出

日誌(指定様式)は、利用後に作成し、次のとおり提出すること。

- ① 体育館:鍵返却時、総合体育館へ
- ② 校 庭:月ごとに取りまとめ、直近の調整会議又は生涯学習・スポーツ課へ
- (7) 降雨・降雪におけるグラウンド利用について

降雨・降雪時におけるグラウンドの利用については、グラウンドコンディションの保護の 為平日時は、利用者にて、利用学校に問い合わせをすること。土・日・祝日時は、団体利用者 の判断とするが、グラウンド整備を十分に行い翌日以降の学校授業等に支障をきたさないよう 整備を行うこと。

(8) 事故・事件発生時について

施設において事故・事件等が発生し救急・警察等に出動の要請をした場合には、早急に生涯 学習・スポーツ課へ報告すること。

6 禁止事項

以下の行為は決して行わないこと。

- ① 施設及び備品を汚し、壊し又は失くしてしまうこと。
- ② 指定された場所以外(校舎、体育館ステージ等)に立入ること。
- ③ 指定された設備以外(放送器具、演台等)を利用すること。
- ④ 指定された用具以外(ボール等)を利用すること。
- ⑤ 指定された場所以外に自動車(自動二輪車を含む)などを乗入れ、または駐車すること。
- ⑥ 喫煙、飲酒をすること。
- ⑦ 火気を使用すること。
- ⑧ 騒音もしくは必要以外の音を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ⑨ 施設利用後の原状回復を怠ること。

7 利用の停止

以下のいずれかに該当する場合は、利用を停止し、また利用許可を取消すことがある。

- ① 上記6の禁止事項を行ったとき。
- ② 利用者が開放を許可した目的以外で施設を利用したとき。
- ③ 開放施設の保全、または利用に著しい支障が生じたとき。
- ④ 施設管理上やむを得ない必要が生じたとき。

8 団体登録の取消し

以上挙げた注意事項を守らないときは、団体登録を取消すことがある。

※ 学校体育施設開放に関する問い合わせは、下記までお願いします。

【問い合せ先】朝霞市教育委員会 生涯学習・スポーツ課(市役所4階 40番窓口) 電 話 463-2403(直通)